

7 福祉障地第944号  
令和7年12月19日

各障害福祉サービス事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長

中山 佳子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業に係る消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃から、東京都の障害者施策に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

貴法人が令和3年度に交付を受けた標記補助金につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第11条に基づく別記1補助条件17において、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が0円の場合を含む。）は、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。」とされています。

ついては、下記のとおり対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 根拠規定

令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱別記1補助条件17（別添1参照）

2 提出書類

提出書類は、別添「返還金・提出書類確認フローチャート」により、御確認ください。

※提出書類は、貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告に係る申告状況によって異なります。なお、返還金がない場合でも書類の提出が必要になるため、必ず御確認をお願いします。

提出書類等は、以下サイトにも掲載しております。

東京都障害者サービス情報 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

3 提出方法

提出書類を以下の送付先に郵送により御提出ください。

**【送付先】**

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 28階北側  
東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当

4 提出期限

令和8年1月30日（金）

**【担 当】**

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課  
総合支援担当 電話：03-5320-4324